

## 産業廃棄物最終処分場についての相談

Q1.

私たちが住んでいる集落の奥の谷に産業廃棄物の最終処分場が計画されています。有害物質が地下水に流れこむのではないかと心配です。どうしたらよいでしょうか。

A1.

まず、誰がどこにどのような最終処分場を建設しようとしているのか、調べることが最初です。

産業廃棄物の最終処分場には、安定五品目と言われるガラス・陶磁器くず、金属くず、ゴムくず、廃プラスチック、建設廃材だけを埋め立てる安定型（ただし、現実には安定五品目のほかにさまざまな物質が付属して持ちこまれたり、安定なはずの物質から有害物質が浸出し周辺環境に重大な汚染を引き起こして各地で問題になっています。）それ以外の有害性の大きくない廃棄物を埋めたてる管理型（しゃ水工と廃水処理施設が必要です。）がほとんどで、双方とも水源に近いところに作られたら、地下水汚染の心配が常にあります。

最終処分場建設の手続きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、都道府県知事の廃棄物処理施設の設置許可が必要ですが、許可申請書には生活環境影響調査書（いわゆる簡易アセス）が添付され、これらが一ヶ月間公衆の縦覧に供されます。その後二週間以内に周辺住民などが意見書を提出することができます。（ただし、意見書提出だけで事業者の回答の義務なく、アセスには土壌や地下水汚染が評価項目からはずされるなど、問題の多いものです。同時に従来県の要綱などで必要とされてきた住民同意が必要なしとされています。）

法が定める許可手続きに際して、多くの都道府県は指導要綱などで許可申請手続きに入る以前に事業者に対して事前協議書の提出を求め、それをもとに市町村や住民との対応を求め（例えば隣接地権者や周辺住民の同意書を取るなど）計画の修正を求めたりします。その事前協議や市町村の意見をクリアーして申請が出されると、許可手続きはある意味では形式的なものになっているのがほとんどです。従って事前協議の段階は、反対する住民にとっても大変大切な時期です。

また事前協議と平行して土地買収が秘密裏に進むこととなります。時には嘘をついて取得しようとするので、要注意です。

そのような情報を住民の手で調査していつも手に入れておくことは、重要なことです。

Q2.

建設させないための対策は？

A2.

それぞれの段階まで進んでいいるかによって、どんなことをすべきが変わってくるでしょう。土地買収や事前協議の段階で判明したら、買収に抵抗するために対象土地やその上の立木を多くの反対住民で共有したり、水利権者や隣接地所有者、自治会や市町村が建設に同意しないように、働きかけていく必要があります。

不幸にして、設置許可が出てしまったら、計画撤回を業者に働きかけ建設反対運動を広げていくと同時に、裁判上の法的手段に訴えることも検討すべきでしょう。裁判は、都道府県の許可を違法だから取消せ、という訴えと、業者の建設工事に対し、埋立が始まれば地下水汚染等の惧れが高く周辺住民の生命健康財産に取り返しのつかない被害を与えることを理由にして、差止裁判を提起する二つの方法があります。

どちらにしても住民の徹底した反対運動や綿密な調査活動など、活発な住民団体の存在が必要になってくることは言うまでもありません。

Q3.

私たちが住んでいる集落の奥の谷に町が一般廃棄物の最終処分場を建設し埋立てを始めましたが、その頃から、庭にある井戸水に臭いがついたような気がします。ゴミが土壌を汚染しているのではないのでしょうか。何か対応策はありますか。

A3.

まず汚染の実態調査を！

一般廃棄物処分場は、管理型処分場として町民から出る一般廃棄物や町内事業所から出る産業廃棄物以外の事業形廃棄物を、焼却して後の焼却灰や燃やせない不燃物はそのまま（もしくは破碎して）埋立てを行っています。この管理型処分場は、ゴミから浸出する有害な物質（重金属や合成化学物質など）を含んだ浸出水をそのまま外部に流出しないように、しゃ水工という汚水を遮断する構造をとり、集められた浸出水を処理して下水等に放流するシステムになって、有害物質は外部には漏れない建前になっています。

ところが実際には各地で問題になっているように、しゃ水工自体が厚さ一・五ミリのゴムシート等で構成されたりして、大変なゴミの圧力下での長期間の使用に耐えられなくなり破損しているということが明らかになってきました。つまり、ゴミから出た汚水（雨によって溶け出したものもそうです）が、そのまま処理されずに地下水に混入してしまう危険性が出てきたのです。（地下水汚染の危険性のほかに、最近では埋立て時に空中飛散する焼却灰による環境汚染も問題視されています。）

特に、日本では山奥の谷間を利用して埋立地を作る場合が多く、その谷間はそのまま水源にもなっていることが多いので、地下水脈を経て井戸水や水道水を直接汚染してしまうのです。

あなたの庭にある井戸水に臭いがついたのであれば、同じ集落の他の井戸にも汚染が広

がっている可能性もあります。また、地下水脈の走り方によっては隣接した町や遠くの町の井戸にも同じような汚染が広がっているかもしれません。早急に井戸水のマップなどを作り、汚染の状況を調査する必要があるようです。また、業者に依頼して井戸水の水質検査をしてもらい、臭いの原因がなにか、井戸水にどんな物質が含まれているかを明らかにする必要がありますでしょう。東京都日の出町にある一般廃棄物最終処分場のすぐそばの井戸からは、T B X P というプラスチック難燃剤が悪臭と共に検出され、最終処分場の汚水漏れが判明するきっかけになりました。およそ自然界では存在しない物質が谷間の部落の井戸水の中に紛れ込むことはないのですから。

また、97年改正法によって、最終処分場等の維持管理記録の一部が事業所に備置することが義務化され、それを利害関係人が閲覧できる制度ができたので、その制度を利用して放流水等の水質検査結果も手に入ることになります。

対応策を町に求める。

井戸水の汚染が最終処分場由来のものであるかどうかは、地下の出来事ゆえ難しいことが多いのですが、少なくともその疑いがあれば、町に対して処分場周辺のボーリング調査等詳細な調査を求めましょう。ここで大切なのは、さまざまな町の調査に住民も立ち会って、その正確性をきちんと確かめることです。

仮に、処分場の浸出水が漏出しているとなると、一時埋立てを停止させて、破損したしゃ水工の補修等対応策を取らせることです。ゴミを掘り返して、しゃ水工を補修させたということも現実にあります。

また、ここまでくれば、裁判手続きによる埋立て禁止も容易になってきます。

(佐竹俊之 2006年6月 東京弁護士会 くらしの法律相談 21 改訂版)

身近な生活・環境トラブル解決の知識と Q&A (原稿)